

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 4 月 21 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500321 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600005 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 20 年 12 月 30 日の標準賞与額を 6 万 9,000 円、平成 21 年 7 月 30 日の標準賞与額を 7 万円、平成 21 年 12 月 29 日の標準賞与額を 2 万 9,000 円、平成 22 年 7 月 30 日の標準賞与額を 7 万 1,000 円、平成 22 年 12 月 30 日の標準賞与額を 6 万 9,000 円、平成 23 年 7 月 29 日及び同年 12 月 29 日の標準賞与額を 8 万円及び平成 24 年 12 月 28 日の標準賞与額を 9 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 30 日、平成 21 年 7 月 30 日、同年 12 月 29 日、平成 22 年 7 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 23 年 7 月 29 日、同年 12 月 29 日及び平成 24 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 12 月 30 日、平成 21 年 7 月 30 日、同年 12 月 29 日、平成 22 年 7 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 23 年 7 月 29 日、同年 12 月 29 日及び平成 24 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 30 日  
② 平成 21 年 7 月 30 日  
③ 平成 21 年 12 月 29 日  
④ 平成 22 年 7 月 30 日  
⑤ 平成 22 年 12 月 30 日  
⑥ 平成 23 年 7 月 29 日  
⑦ 平成 23 年 12 月 29 日  
⑧ 平成 24 年 12 月 28 日

私は、A 事業所に勤務し、請求期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間について、年金額の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①から⑧について、A 事業所が提出した給料台帳、請求者と同時期に当該事業所に勤務し、同様の業務を行っていた同僚が所持する全ての請求期間に係る給与明細書及び金融機関から提供された請求者に係る「流動性預金異動明細表」により、請求者は、当該請求期間において、賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求期間については、前述の資料等により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は6万9,000円、請求期間②は7万円、請求期間③は2万9,000円、請求期間④は7万1,000円、請求期間⑤は6万9,000円、請求期間⑥及び⑦は8万円、請求期間⑧は9万円とすることが妥当である。

なお、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務の履行については、事業主は、全ての請求期間について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500324 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600004 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所 B 支社における厚生年金保険被保険者の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 2 月 1 日から昭和 50 年 5 月 1 日まで

私は、総務省年金記録確認第三者委員会に対し、これまでに 4 回申立てを行ったが、いずれも認められなかった。しかし、昭和 48 年の年末に、大雪の中、子供を連れて集金に回ったところ、子供を病気にさせてしまった上、集金先であるお客さんの契約も失効させてしまったことから退職を決意し、昭和 49 年 1 月末で退職したことは事実である。

国や A 事業所の保管する資料では、昭和 50 年 4 月末まで勤務した記録となっており、事実と相違している。

なお、国の保管する資料によると、昭和 49 年 1 月末で一旦退職の処理がされているのに、その後、約 10 か月も遡って昭和 49 年 12 月に退職の記録が取り消され、昭和 49 年 1 月末の退職記録を二重線で消している事跡が確認できる。これこそ私の記録が改ざんされた証拠だと思うので、事実に基づいて記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について A 事業所 B 支社に勤務していなかったと主張しているが、A 事業所が提出した請求者の人事記録を確認したところ、請求者は請求期間において C 業務員として登録されていることが確認できる。

また、A 事業所は前述の人事記録以外に勤務実態を確認できる関連資料を保管しておらず、同事業所 B 支社に係る厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、請求者の退職時期に係る具体的な回答及び陳述を得ることができないことから、請求者の同事業所における退職日を明らかにすることはできない。

一方、国の保管する厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、請求者の主張どおり、一旦、昭和 49 年 2 月 1 日付けの厚生年金保険被保険者資格の喪失処理がされた後、同年 12 月 27 日付けで資格喪失の取消処理が行われ、その後、昭和 50 年 5 月 1 日付けで資格喪失となっている記録が確認できる。

しかしながら、A 事業所が保管する請求者に係る厚生年金保険料徴収台帳を確認したところ、昭和 49 年 2 月 1 日の資格喪失年月日に係る記載は見当たらず、厚生年金保険被保険者の昭和 48 年 8 月 1 日の資格取得年月日、昭和 49 年 10 月の定時決定の記録及び昭和 50 年 5 月 1 日の資格喪失年月日の記録が確認でき、当該記録は、被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。